

災害時の対応について

I. 防災気象情報等に応じた臨時休園の基準等について (R4.6.9 一部改正)

1. 原則として、午前6：00の時点で、下表①～③のいずれかに該当する場合は、子どもの安全と保護者の安心を第一に考え、臨時休園とします。(2号認定も同様)

※ 午前6：00の時点で休園基準に該当していなくても、荒天の予報が出ている場合は、休園とすることがあります。

	分類	休園基準
①	特別警報【気象庁が発表】	以下のいずれかの特別警報 … 大雨、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮
②	避難情報【千葉市が発令】	以下のいずれかの避難情報 … 緊急安全確保・避難指示 高齢者等避難
③	鉄道の計画運休【JRが発表】	以下のいずれかの運休 ・全線計画運休実施中 ・朝の通勤時間帯に全線計画運休を実施予定

2. 特別警報などの発表時間等に応じた対応

	状況	休園等	
①	休園決定後に、休園基準に該当しなくなった場合	休園	・午前中の早い段階で解除になった場合も、その日は休園とします。
②	午前6：00を過ぎてから午前9：00までに休園基準に該当した場合	原則として、休園	
	登園後に、休園基準に該当した場合	園長が適宜措置を講じる	・通常より早い時間のお迎えを依頼することや、送迎バスの運行に変更が生じることがあります。その場合は「れんらくアプリ」でお知らせしますので、ご協力をお願いします。 ・ <u>課外教室は中止</u> とします。
③	午前6：00の直前まで、休園基準に該当していた場合	原則として、通常開園	・園の受入体制の整備に時間を要し、開園が遅れる場合があります。その場合は「れんらくアプリ」でお知らせします。

3. 給食費の取扱いについて

自然災害であるため保護者負担となります。

災害時の対応について

Ⅱ.大地震発生時等

幼稚園協会の規定により、

「震度5弱以上の地震が発生した場合は、臨時休園」

①	登園前	登園させないでください。	
②	登園・降園の途中	徒歩・車	その時点で帰宅してください。
		園バス	園バスは幼稚園に向かうので、幼稚園に引き取りに来て下さい。
③	保育中	「園児引き取り者名簿」の登録者が幼稚園に引き取りに来て下さい。	
④	園外保育中	安全が確認でき次第、すぐに園に戻るので、③と同様に、幼稚園に引き取りに来て下さい。	

注) 園から「れんらくアプリ」でメールを送信します。

引き取り者については「園児引き取り者名簿」で確認し、対応します。

※「園児引き取り者名簿」は卒園後に破棄します。

